別紙様式第二　（令３財令９・全改）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

支 払 又 は 支 払 の 受 領 に 関 す る 報 告 書

（銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領（取りまとめ分））

財 務 大 臣　殿

（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報　告　者：

氏名又は名称

及び代表者の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報告者の区分（該当分に○）

１．銀行　２．その他金融機関　３．一般政府　４．中央銀行　５．その他

報告者の業種番号（上記５のうち国際収支項目番号が記入要領２に該当する場合に記入）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者の氏名（電話番号）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　支払又は支払の受領の実行日：　　年　　月　１　日から末日まで

２　報告通貨（該当分に○）　　イ．円（３又は４に換算方法を記入）　ロ．円以外（　　）（（　）内に通貨名を記入すること。）

３　外国通貨の本邦通貨への換算方法（該当分に○　ハの場合には（　）内に使用した換算レートを記入すること。）

イ．月中平均レート　　ロ．月末レート　　ハ．その他＜社内レート等＞

（　　）

４　暗号資産の本邦通貨への換算方法（該当分に○　ニの場合には（　）内に使用した換算レートを記入すること。）

イ．月中平均レート　ロ．月末レート　ハ．実勢相場　ニ．その他（　　）

5　３千万円相当額以下の支払又は支払の受領（該当分に○）　　イ．含む　　ロ．含まない

（注　３千万円相当額以下の支払又は支払の受領を除外して報告することが困難な場合には、当該支払又は支払の受領を含めて報告して差し支えない。）

(1)　支払又は支払の受領（国際収支項目番号が記入要領11に該当する場合を除く。）

（単位：百万円・千通貨単位）

支払又は支払の受領の目的	受払の区分	合　計	取引の相手方の所在国又は地域（非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては証券の発行体の所在国又は地域）						
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支　　払								
	支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支　　払								
	支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支　　払								
	支払の受領								

国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支　　払								
	支払の受領								

（記入要領）1　西暦により記入すること。

2　「報告者の業種番号」欄には、支払又は支払の受領（以下「支払等」という。）の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 813, 817, 823, 911, 912, 915, 920に該当する場合、本省令別表第３に定める業種番号を記入すること。

3　「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

4　支払等を行った通貨により報告する場合は、当該決済通貨の種類ごとに別葉として作成すること。また、暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第２条第５項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）による支払等を報告する場合にも別葉として作成すること。

5　「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第１に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。

6　支払等が暗号資産により行われた場合には、当該暗号資産を本邦通貨に換算した上で記入すること。

7　月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別に集計すること。

8　「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引（支払等の原因となった取引をいう。）の相手方（非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては証券の発行体）の所在国又は地域別により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。

9　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

10　債権債務の相殺及び証券の交換その他現物による決済による支払等についても報告を要する。この場合、債権及

び債務の総額（相殺尻として決済する部分を含む。）について本報告書により国際収支項目ごとに分類して報告し、相殺尻の支払等については国際収支項目番号を「491（貸借記又は相殺の決済尻）」として支払等の報告を行うことができる。

11　支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合は、⑵により報告すること。

（注）1　貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。

2　月末における海外預金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別途「海外預金の残高に関する報告書」の提出を要するので留意すること。

報告者の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑵　支払又は支払の受領（国際収支項目番号が記入要領１に該当する場合に限る。）　　（単位：百万円・千通貨単位）

支払又は支払の受領の目的	取引の相手方の業種	受払の区分	合計	取引の相手方の所在国又は地域（非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては証券の発行体の所在国又は地域）						
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支　　払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支　　払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支　　払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支　　払								
		支払の受領								

国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支　　払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支　　払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支　　払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支　　払								
		支払の受領								

（記入要領）１　支払又は支払の受領（以下「支払等」という。）の目的が、国際収支項目番号512，521，531，541，568，811，812，813，815，817，820，823，911，912，913，915，917，920，923に該当する場合に報告すること。

２　「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第１に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。なお、発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、当該株式等の発行体の名称と業種番号についても記入すること。

３　「取引の相手方の業種」欄には、支払等の目的が、国際収支項目番号512，521，531，541，568，811，812，815，820，913，917，923に該当する場合、本省令別表第３に定める業種番号を記入すること。

４　支払等が暗号資産により行われた場合には、当該暗号資産を本邦通貨に換算した上で記入すること。

5　月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別かつ業種番号別に集計すること。

6　「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引（支払等の原因となった取引をいう。）の相手方（非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては証券の発行体）の所在国又は地域別により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。

7　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

8　債権債務の相殺及び証券の交換その他現物による決済による支払等についても報告を要する。この場合、債権及び債務の総額（相殺尻として決済する部分を含む。）について本報告書により国際収支項目ごとに分類して報告し、相殺尻の支払等については国際収支項目番号を「491（貸借記又は相殺の決済尻）」として支払等の報告を行うことができる。